

定額減税に関するよくあるご質問

【制度・基準について】

Q 1 定額減税の対象はどのような人が対象ですか。

A. 令和6年度（令和5年分）の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下に相当）の個人住民税（市・府民税）**所得割**の納税義務者が対象です。**所得割が課税されない以下の方は定額減税の対象となりません。**

- ① 市・府民税が非課税の方
- ② 市・府民税均等割・森林環境税（国税）のみの課税の方

Q 2 私は4人家族で妻と子2人を扶養していますが、定額減税額はいくらになりますか。

A. 【定額減税額の計算方法】

- (1) 本人1万円
 - (2) 控除対象配偶者※または扶養親族 1人につき1万円
- なので、1万円（本人）+ 3人×1万円 = 4万円 となります。
ただし、(2)は国外居住親族の場合、定額減税の対象になりません。

※ 控除対象配偶者…配偶者控除の対象となる配偶者（配偶者特別控除の対象となる配偶者の方は税法上の扶養に入らないため含みません）

Q 3 私の妻は控除対象配偶者（配偶者控除の対象）ではなく、配偶者特別控除の対象となる配偶者ですが、この場合、定額減税はどうなりますか。

A. 配偶者特別控除の対象となる納税義務者の配偶者は「控除対象配偶者」ではないため、納税者義務者の配偶者としての定額減税の適用は受けられません。配偶者の方ご自身に課税される個人住民税において所得割の課税があれば、その所得割額について定額減税の適用を受けることになります。

Q 4 扶養している控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の定額減税はどうなりますか。

A. 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の方）に係る定額減税は令和7

年度の個人住民税で行われます。

これは、納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超えることにより、配偶者控除の対象外となる合計所得金額48万円以下の配偶者の方については、納税義務者本人の申告がない限り自治体が情報を捕捉できないため、令和6年度分の個人住民税において全ての対象者を把握し、定額減税を行うことが実務上困難であるためです。

そのため、令和6年分の源泉徴収票、給与支払報告書等には当該配偶者の情報を記載することとし、この情報を活用して令和7年度の個人住民税から定額減税を行うこととなります。

Q5 なぜ国外居住親族が扶養親族として定額減税の対象にならないのですか。

A. 今回の定額減税は、国内におけるデフレ脱却のための一時的な措置であるため、その対象者についても国内に住所を有する者に限定されています。

Q6 16歳未満の扶養親族も定額減税の加算対象に含まれますか。

A. 加算対象に含まれます。

Q7 令和6年中に子どもが生まれたり、扶養親族が増えた場合、定額減税の加算対象になりますか。

A. 加算対象になりません。

定額減税額は令和6年度の個人住民税の扶養親族数を基に加算額を算定します。令和6年度の個人住民税の扶養親族の判定時期は、地方税法の規定に基づき令和5年12月31日の現況によるとされているため、同日以後に生まれたり、扶養親族が増えた場合でも令和6年度の個人住民税の扶養親族とはならないため加算対象とはなりません。

Q8 私は一人暮らしで令和5年中に収入がなく、令和6年度は非課税です。定額減税は適用されますか。

A. 非課税で所得割の課税がないため定額減税は適用されません。

Q9 令和5年中に休職していたため収入がなく税金がかからない場合はどうなりますか。

A. 非課税で所得割の課税がないため定額減税は適用されません。なお、どなたかの扶養になっている場合は、扶養者が定額減税の対象者であれば、その方の定額減税額に加

算されます。

Q 1 0 令和6年度が非課税で適用対象外の場合、その分は令和7年度に定額減税の適用を受けられますか。

A. 適用されません。

定額減税は令和6年度の個人住民税の所得割の課税がある方が対象となります。一時的な措置であり翌年度に持ち越すことはありません。なお、どなたかの扶養になっている場合は、扶養者が定額減税の対象者であれば、その方の定額減税額に加算されます。

Q 1 1 令和6年の途中で南丹市へ転入してきました。定額減税はどうなりますか。

A. 令和6年度の個人住民税（市民税・府民税）は原則として令和6年1月1日に住所のある自治体で課税されますので、定額減税についても同様に同日に住所のある自治体で計算されます。

そのため、南丹市へ令和6年1月2日以降に転入された場合は、令和6年1月1日は前住所地に住所がありますので、前住所地の自治体において個人住民税の課税及び定額減税の計算がされます。

Q 1 2 退職手当に対して課税される個人住民税は定額減税の対象ですか。

A. 対象にはなりません。

現年分離課税の対象となる退職手当に対する個人住民税は定額減税の対象にはなりません。現行制度下における他の税額控除と同様の扱いです。

Q 1 3 配当割額控除・株式等譲渡所得額控除により個人住民税の所得割が0円となった場合は定額減税の対象となるのですか。

A. 対象にはなりません。

Q 1 4 定額減税は、均等割や均等割と併せて徴収される森林環境税（国税）は減額されないのですか。

A. 均等割、森林環境税（国税）からは減額されません。所得割からのみの減額となります。

Q 1 5 定額減税額が税額から引ききれなかった場合はどうなりますか。

A. 定額減税が引ききれなかった場合は、引ききれなかった定額減税の残額が調整給付金として給付されます。給付の時期、手続きなどについては決定次第、給付金の担当課よりお知らせする予定です。

Q 1 6 減税ではなく還付はできないのですか。

A. 還付はできません。税から控除する方法で実施することになっています。
ただし、年金特別徴収（年金天引き）の方で10月分～2月分の年金で減税額を控除しきれない方は、すでに徴収した4月分～8月分より還付になることがあります。

【手続き等について】

Q 1 7 定額減税を受けるには何か申請をする必要はありますか。

A. 定額減税額は、市が保有する情報（確定申告書、市民税・府民税申告書、給与支払報告書等）を基に算出しますので、特段の手続きは不要です。

Q 1 8 定額減税額を確認したい場合、どうすればわかりますか。

A. 市から送付する納税通知書または特別徴収税額通知書へ減税額を記載していますのでご確認ください。

Q 1 9 確定申告や年末調整で扶養者の申告が漏れており、定額減税の対象から外れている扶養者がいることがわかりました。どのような手続きが必要ですか。

A. 市へ「令和6年度 市民税・府民税申告書」を提出し、対象から漏れている扶養親族を申告してください。提出後、定額減税へ反映し税額の変更を行うこととなります。
税務署で確定申告を行っていただくと所得税も減額になる可能性があります。所得税の申告については、管轄の税務署へお問い合わせいただくか国税庁HPをご覧ください。

【その他】

Q 2 0 令和7年度も定額減税は行われますか。

- A. 一部の方のみが対象になります。
具体的には、「令和7年度の個人住民税において扶養親族として控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）を有する方」です（Q 4 参照）。

Q 2 1 福祉制度など他の制度への影響はあるのですか。

- A. 定額減税の取り扱いはその事業により異なりますので、お手数ですが事業担当部署へお問い合わせください。

Q 2 2 定額減税はふるさと納税の限度額の算出に影響はありますか。

- A. 定額減税の影響はありません。
算定の基礎となる令和6年度分の個人住民税の所得割額は定額減税前の所得割額です。

Q 2 3 所得税の定額減税について知りたいのですが。

- A. 所得税については国税であるため、南丹市では事務を取り扱っておりませんので回答することはできかねます。制度の詳細は国税庁HPでご確認いただくか、管轄の税務署へお問い合わせください。